

# 〔特別調査記録〕 知多善重寺史料

安 藤 弥

## 緒 言

本稿は、愛知県知多市にある真宗大谷派寺院の功德山善重寺に所蔵されている法宝物・古文書史料に関する目録ならびに略解説である。

善重寺は最初、伊吹山の北方、揖斐川上流の美濃国日坂（現岐阜県揖斐郡揖斐川町）の地に真宗道場として開創された。十六世紀頃、道場本尊として方便法身尊像【写真1】を掛け、浄土真宗（専修念仏）の教えを聞く人たちが集う地域の信仰拠点となった。その後、東本願寺を創立した教如と深い関係構築し、その寿像（生前につくられた像）【写真2】を授与され、東本願寺への直参身分を獲得した。江戸時代には寺院化し、木仏本尊【写真3】を安置して善重寺を名のり、地域の人達に望まれて看坊ではなく自庵となり、さらなる発展を遂げた【写真4】。そして、明治・大正時代を越え、昭和の時代には尾張・知多の地へと進出し、平成の時代に本院を知

多に移転させたという歴史がある【写真5・6】（以上、『功德山善重寺史』）。

このたび、善重寺住職大橋常德氏からの依頼を受け、同寺史料の研究調査を行い、寺史『功德山善重寺史』を執筆した（二〇二〇年五月九日発行）。史料調査に訪問したのは二〇一五年九月十一日のことである。調査作業には、本学佛教文化研究所の工藤克洋所員（当時）と本学文学部人文学科三年（当時）・安藤ゼミの栗田瞳さん、平佳奈さん、中須賀美季さんの参加、尽力があった。つまり、この内容は人文学科の学生が携わった研究活動の成果である。その取り組みを確かに記録し、残しておくために今回、『功德山善重寺史』という執筆成果は先にあるもの、同書に所収した【法宝物・古文書史料目録並解説】をあらためて編集し直し、誤字等を修正し、体裁を整えて、ここに掲載するものである。安藤の研究成果ではなく、あくまで学生さん達の活動記録であることを明記しておく。調査では、ほぼ初めて触る古文書や、学生さん達からすれば見たこともない掛軸・絵画史料に驚きながらも、調査記録の作成、史料の採寸・撮影補助、運搬・整理などの作業に一生懸命、取り組んでくれた。この経験が後に活かされているかどうかはわからないが、学生生活の想い出の一端にでもなってくれていたら幸いである。

ところで、善重寺史料の価値について付言しておく、戦国時代に道場として成立し、江戸時代に寺院化していく真宗寺院のほぼ典型的な内容である。特色としては東本願寺の創立者である教如との関係を強く持つこと、看坊から自庵となる際の古文書史料がほぼまとまっておること、そして近現代における美濃から尾張知多への進出という展開が挙げられる。善重寺の歴史は、真宗史研究にとって、とても重要な内容を持つものである。その詳しい内容は『功德山善重寺史』に譲りたい。

以下、まず写真図版を掲載し、続いて【法宝物・古文書史料目録並解説】を提示する。



【写真 1】 方便法身尊像（阿弥陀如来絵像）（法宝物 1）



【写真2】教如上人寿像（法宝物3）



【写真3】木仏本尊（日坂善重寺本堂）



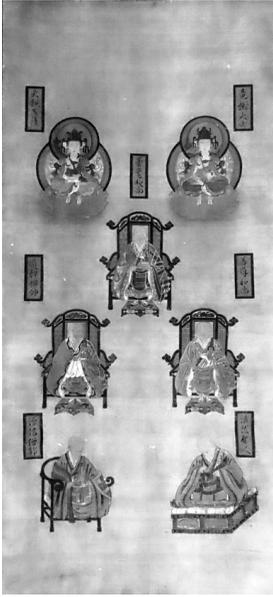
【写真4】日坂善重寺本堂



【写真5】善重寺仮本堂（知多市）



【写真6】善重寺新本堂（完成間近・知多市）



【写真8】 七高僧連坐像（法宝物7）



【写真7】 聖徳太子影像（法宝物6）



【写真9】 覚如上入影像（法宝物8）



（七高僧連座像裏書）

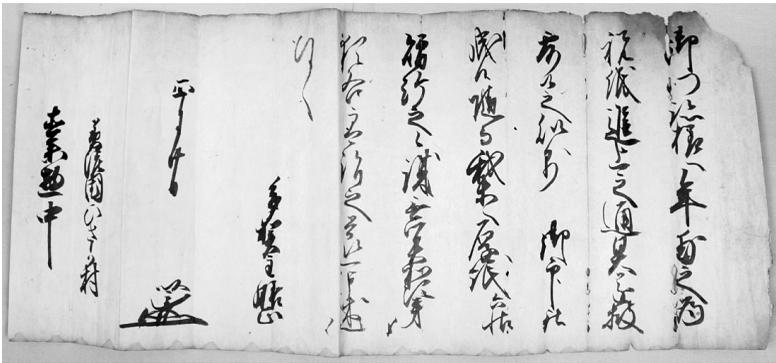


（聖徳太子影像裏書）

【写真10】嚴如上人影像（法宝物9）



【写真11】現如上人影像（法宝物10）



【写真12】多賀以重書状（古文書1）



【写真13】覚（木仏寺号礼銀）（古文書2）



【写真14】奉願上口書之覚（古文書3）

【法宝物・古文書史料目録並解説】

法宝物1 方便法身尊像(阿弥陀如来絵像) 一幅

絹本着色・掛軸装 戦国時代 【写真1】

〔本紙寸法〕縦六三・九cm×横二四・九cm

〔総高〕四二・三cm (像高)四二・三cm (光輪幅)一四・〇cm

〔肩幅〕一〇・七cm (裾幅)一一・〇cm

〔光明〕四八本(上八・下一〇)〇

〔裏書寸法〕縦三九・二cm×横七・五cm

善重寺が寺院化する以前の真宗道場の時代に掲げられた最初の本尊と考えられる阿弥陀如来絵像である。表画の像容から本願寺第十世証如上人期(十六世紀前半)のもものと推定できる。裏書は墨痕がいくつかあるのみで、ほとんど判読不能であるが、わずかに「釈証如」の三文字が読み取れそうである。

法宝物2 方便法身尊像(阿弥陀如来絵像) 一幅

絹本着色・掛軸装 戦国時代

〔本紙寸法〕縦六二・三cm×横二九・〇cm

〔総高〕三八・〇cm (像高)二六・八cm (光輪幅)一三・五cm

〔肩幅〕一〇・〇cm (裾幅)一一・二cm

〔光明〕四八本(上六・下一〇)〇

本願寺第十一世顕如上人期(十六世紀後半)と推定できる阿弥陀如来絵像である。やや小ぶりであるが、やはり道場本尊として用いられたものと考えられる。裏書は失われている。

法宝物3 教如上人寿像 一幅

絹本着色・掛軸装 戦国時代 【写真2】

〔本紙寸法〕縦九〇・八cm×横三六・二cm

〔裏書寸法〕縦五二・八cm×横二三・〇cm

本願寺第十二世(東本願寺初代)教如上人が黒衣・墨袈裟で上置に座するすがたで描かれたもので、寿像(生前に描く像)とみてよい。上部讚は「必至无上淨信晚 三有生死之雲晴 清淨无碍光耀朗 一如法界真身顯」(『浄土文類聚鈔』文 『真宗聖典』四二一頁)で、銘は右に「教如」とあったか。添付の裏書には確実に読み取れる文字はないが、善重寺と教如上人の深い関わりを示す法宝物である。

法宝物4 親鸞聖人影像 一幅

絹本着色・掛軸装 宝曆三(一七五三)年

〔本紙寸法〕縦九九・一cm×横四九・五cm

本堂の内陣において向かって右の厨子に安置される宗祖親鸞聖人影像



(御開山)。黒衣・墨袈裟で首に帽子を巻き、礼盤(二狭間)に座るすがたで描かれる通例の像容である。上部讚は「観仏本願力 遇無空過者 能令速満足 功德大宝海」(『浄土論』『真宗聖典』一三七頁)、銘(左)は「和朝親鸞聖人」。裏書は失われているが、木箱上書や古文書4から宝暦三年、従如上人(東本願寺第十八世)からの授与物とわかる。平成二十四(二〇一三)年修復。古軸木には嘉永五(一八五二)年、明治三十三(一九〇〇)年の修復を示す墨書がある。



(木箱上書：翻刻)

宝暦三年三月十五日  
 濃州日坂村惣道場  
 善重寺  
 栗津大学  
 下間治部卿法眼  
 太祖聖人御影

法宝物5 蓮如上人影像 一幅 絹本着色・掛軸装 江戸時代

(本紙寸法) 縦九五・六cm×横四〇・四cm  
 本願寺第八世蓮如上人が黒衣・墨袈裟で上畳に座るすがたで描かれた一幅。上部讚はなく、銘(右)は「蓮如上人」。裏書は文字情報の読み取れない紙だけが貼付されている(年不詳)。



法宝物6 聖徳太子影像 一幅

絹本着色・掛軸装 安永三(一七七四)年 [写真7]

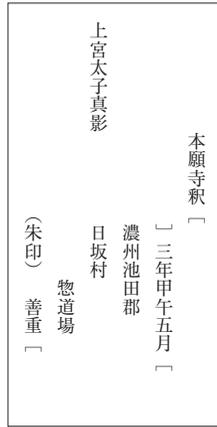
(本紙寸法) 縦一〇六・三cm×横四九・〇cm

(裏書寸法) 縦六六・六cm×横二七・六cm

親鸞聖人が「和国の教主」として崇敬された聖徳太子の影像。香炉を捧げ持ち礼盤に立つ父母孝養像である。上部讚は「大慈大悲本誓願 愍念衆生如一子 是故方便從西方 誕生片州興正法」(『廟窟篇』文)。本堂の余間に七高僧連座像(法宝物7)とともに奉懸される。裏書と古文書5から安永三年、乘如上人(東本願寺第十九世)からの授与物とわかる。裏書には朱印「白庵免許」がある。昭和五十二(一九七七)年修復。

嘉永五（一八五二）年、明治四十二（一九〇九）年の修復歴がある。

（裏書：翻刻）



法宝物7 七高僧連座像 一幅

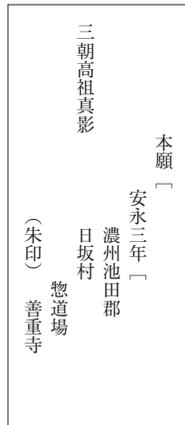
絹本着色・掛軸装 安永三（一七七四）年【写真8】

〔本紙寸法〕 縦一〇六・二cm×横四九・〇cm

〔裏書寸法〕 縦六六・九cm×横二七・八cm

親鸞聖人が七高僧と崇敬する天竺（インド）の龍樹・天親、震旦（中国）の曇鸞・道綽・善導、和朝（日本）の源信・源空（法然）の連座影国。本堂の余間に聖徳太子影像（法宝物6）とともに奉懸される。裏書と古文書5から安永三年、乗如上人（東本願寺第十九世）からの授与物とわかる。聖徳太子影像（法宝物6）と同じく裏書には朱印「自庵免許」がある。昭和五十二（一九七七）年修復。嘉永五（一八五二）年、明治四十二（一九〇九）年の修復歴がある。

（裏書：翻刻）



法宝物8 覚如上人影像 一幅

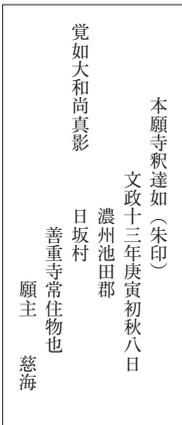
絹本着色・掛軸装 文政十三（一八三〇）年【写真9】

〔本紙寸法〕 縦九六・七cm×横四〇・〇cm

〔裏書寸法〕 縦六〇・〇cm×横二七・〇cm

本願寺第三世覚如上人が黒衣・墨袈裟で上畳に座ったすがたで描かれたものである。銘は左に「覚如上人」とある。裏書から、文政十三年七月八日に、東本願寺第二十世達如上人から、濃州池田郡日坂村の善重寺に授けられたものとわかる。願主は慈海である。木箱に収められ、御免状（御印書）等も残されている。

（裏書：翻刻）



(御免状：写真・翻刻)



\*包紙入り(包紙上書「濃州 善重寺」。なお、明治四十三(一九一〇)年三月四日付で表具代金を記した覚も残されている(後世の表装替の際に同封したもの)。

依其方望  
覚如大和  
尚御影被成  
御免、則  
御名御裏御染筆  
被遊下候間、難有被存候、  
為其如此候也、

下間大蔵御法眼  
文政十三年 頼弼(花押)  
七月八日  
下間宮内卿法印  
頼敬(花押)  
濃州池田郡  
日坂村  
善重寺  
願主  
慈海

(木箱上書：翻刻)

文政十三年六月廿九日  
覚如大和尚御影  
濃州日坂村  
善重寺  
下間宮内卿法印  
下間大蔵御法眼

法宝物 9 嚴如上人影像 一幅

絹本着色・掛軸装 明治四十五(一九一〇)年【写真10】

〔本紙寸法〕 縦一〇九・〇cm×横五一・〇cm

〔裏書寸法〕 縦六七・六cm×横三一・九cm

本願寺第二十一世嚴如上人(真無量院・大谷光勝)が八藤紋の入った色衣(緋袈裟)・五条袈裟で上畳に座すがたで描かれたものである。銘は右に「嚴如上人」とある。裏書から、明治四十五年七月十六日に、東本願寺第二十三世彰如上人から、美濃国揖斐郡久瀬村大字日坂の善重寺に授けられたものとわかる。願主は雅雄で、寄進人は総門徒である。木箱に取められ、御免状も残されている。

(裏書：翻刻)

本願寺釈影如(朱印)  
明治四十五 七月十六日  
美濃国揖斐郡  
久瀬村大字日坂  
真無量院真影  
善重寺常住物也  
願主 雅雄  
寄進人 惣門徒

(木箱上書：翻刻)

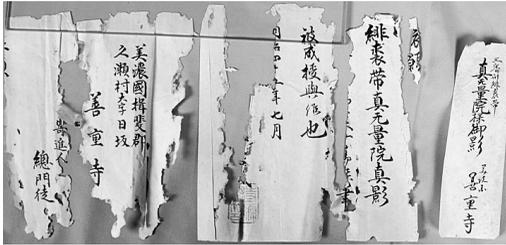
真無量院真影

美濃国揖斐郡久瀬村大字日坂

善重寺

明治四十五年七月

(御免状：写真・翻刻)



\*破損大。包紙入り(包紙上書「美濃国 善重寺」)。

二番形緋袈裟帯 美濃国  
真無量院御影 善重寺

依願

緋袈裟真無量院真影

「御染筆

被成授与候也、

明治四十五年七月

「(朱印)

美濃国揖斐郡

久瀬村大字日坂

善重寺

「寄進人

総門徒

法宝物10 現如上人影像 一幅

絹本着色・掛軸装 大正十四(一九二五)年【写真11】

〔本紙寸法〕 縦九七・一 cm×横四一・九 cm

〔裏書寸法〕 縦五七・四 cm×横三七・四 cm

本願寺第二十二世現如上人(莊嚴光院・大谷光榮)が色衣(緋袈裟・八藤紋)・五条袈裟(菊紋)で上畳に座ったすがたで描かれたものである。銘は右に「現如上人」とある。裏書から、大正十四年十月十日に、東本願寺第二十三世彰如上人から、美濃国揖斐郡久瀬村大字日坂の善重寺に授けられたものとわかる。願主は雅雄で、寄進人は「門徒」である。木箱に収められ、御免状も残されている。

(裏書：翻刻)

本願寺釈影如(朱印)

大正十四年十月十日

美濃国揖斐郡

久瀬村大字日坂

善重寺常住物也

願主 雅雄

寄進人 門徒

(木箱上書：翻刻)

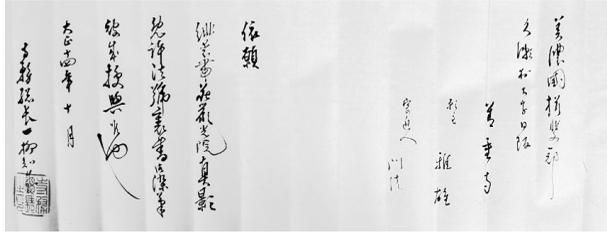
莊嚴光院真影

美濃国揖斐郡久瀬村

善重寺

大正十四年十一月

〔御免状：写真・翻刻〕



美濃国揖斐郡

久瀬村大字日坂

善重寺

願主 雅雄

寄進人

門徒

依願

緋袈帯莊嚴光院真影

免許法号裏書御染筆

被成授与候也

大正十四年十月

寺務総長 柳知成 (朱印)

法宝物 11 彰如上人影像 一幅

絹本着色・掛軸装

〔本紙寸法〕 縦九七・二 cm × 横四一・三 cm

昭和二十二 (一九四七) 年

〔特別調査記録〕 知多善重寺史料

〔裏書寸法〕 縦六一・〇 cm × 横五一・二 cm

本願寺第二十三世彰如上人 (無量徳院・大谷光演) が色衣 (緋袈帯・八藤紋)・五条袈裟 (八藤紋) で上畳に座ったすがたで描かれたものである。銘は右に「彰如上人」とある。裏書から、昭和二十二年七月八日、東本願寺第二十四世闡如上人から、美濃国揖斐郡久瀬村の善重寺に授けられたものとわかる。願主は賢道で、寄進人は「門徒中」である。



〔裏書：翻刻〕

本願寺釈闡如 (朱印)

昭和二十二年七月八日

美濃国揖斐郡

無量徳院真像

久瀬村

善重寺常住物也

願主 賢道

寄進人 門徒中

古文書 1 多賀以重書状 一通(切紙) 【写真12】

(古文書1 翻刻) 【本紙寸法】 縦一七・八cm×横四

御門跡様へ年甫之為

祝儀進上之通、具被遊被

露候之処、則 御印被

成候、随而我等へ厚紙六帖

贈給之候、誠無冥加次第候、

猶右うけ給之候、可申述候、

謹言、

多賀主膳正

正月廿日 以重(花押)

美濃国ひさか村

直參惣中

古文書 2 覚(木仏寺号礼銀) 一通(切紙) 【写真13】

(本紙寸法) 縦一六・〇cm×横四〇・二cm

「平井善左衛門」(東本願寺家臣) から「戊三月七日」付で、「濃州池田郡善重寺」に出された木仏本尊と寺号(寺院名)の授与に関する礼銀の覚書。古文書6の内容から享保三(一七一八)年のものとわかる。

古文書 3 奉願上口書之覚 一通(一紙) 【写真14】

(本紙寸法) 縦二七・七cm×横三九・五cm

寛延二(一七四九)年三月付で、善重寺円了以下五名が村田茂左衛門に出した文書。永徳寺改派騒動に関わって、善重寺門徒の宗判を變更しようとする内容である。

(古文書3 翻刻)

奉願上口書之覚

日坂下村善重寺門徒宗門判形之儀、去

辰之六月御改迄、横井村永徳寺判形二而

被召上候、右之寺改派騒動之儀候得者、

今年方檀家之儀、善重寺判形二而被召上

善重寺住持二導師判之儀、組合之寺二而

御座候得ハ、櫻原村円称寺判形二而御濟

被下置候様ニ奉願上候、尤、御本山・村方

惣門徒中故障無御座候、乍恐願之通ニ

被為仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上、

寛延二<sub>己</sub>年三月 善重寺円了(黒印)

日坂下村 同村名主

弥惣次(黒印)

同村五人組

十郎兵衛(黒印)

同村門徒惣代

四五右衛門(黒印)

北山大庄屋

立川九郎兵衛(黒印)

古文書 4 東本願寺家臣連署状 一通(切紙)

(本紙寸法) 縦一九・五cm×横五〇・七cm

宝曆三(一七五三)年四月二日付で、東本願寺家臣の粟津大学元明・下間治部卿法眼頼篤から、濃州池田郡日坂村惣道場の善重寺にあてて出

村田茂左衛門殿

された連署奉書（文頭に「詳定」印はなく、差出者二名が花押を据える）。善重寺に親鸞影像の安置を認めるものである。

古文書5 東本願寺家臣連署状 一通（切紙）

〔本紙寸法〕 縦一九・六cm×横四二・五cm  
 安永三（一七七四）年五月二十九日付で、東本願寺家臣の石井隼人政火・粟津大学元昭から、濃州池田郡日坂村惣道場善重寺にあてて出された連署奉書（「詳定」印はなく、差出者二名は花押）。善重寺に聖徳太子影像・七高僧連坐像の安置を認めるものである。

依望、其道場江  
 太祖聖人御影被成  
 御免、則  
 御名・御讃・御裏  
 御染筆被遊下候旨、  
 難有可被存候、為其  
 如是候也、  
 粟津大学  
 宝曆三年 元明（花押）  
 四月二日  
 下間治部卿法眼  
 頼篤（花押）  
 濃州池田郡  
 日坂村惣道場  
 善重寺

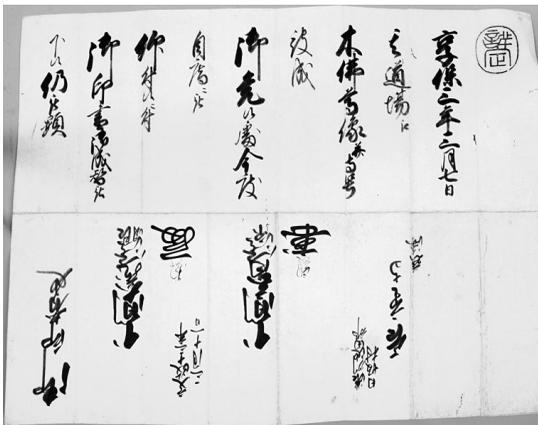
（古文書4 翻刻）

依望、其道場江  
 太子・七高祖御影被成  
 御免、則  
 御讃・御名・御裏御染筆  
 被遊下候旨、難有可被存候、  
 為其如是候也、  
 石井隼人  
 安永三年 政火（花押）  
 五月廿九日  
 粟津大学  
 元昭（花押）  
 濃州池田郡  
 日坂村  
 惣道場  
 善重寺

（古文書5 翻刻）

古文書6 東本願寺御印書（自庵免許） 一通（折紙）  
 〔本紙寸法〕 縦四四・七cm×横五六・8cm

文政十三（一八三〇）年三月十一日付で、下間大藏卿頼弼・下間宮内卿頼敏（東本願寺家臣）が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈海に出した連署奉書（東本願寺任職〈この文書では達如上人〉の意思を受けて出す文書。文頭に黒印「詳定」がある）。善重寺を慈海の自庵とすることを認めるものである。包紙入り（包紙上書「御印書」）。



（古文書6 写真）

(黒印「詳定」)  
 享保三年三月七日  
 其道場江  
 木仏尊像并寺号  
 被成  
 御免候処、令致  
 自庵二被、  
 仰付候二付、  
 御印書御成替被  
 下候、仍被顕

御印者也  
 下間大藏卿法眼  
 文政十三年 頼弼(花押)  
 三月十一日  
 下間宮内卿法印  
 濃州池田郡 頼敏(花押)  
 日坂村  
 善重寺  
 慈海

(古文書6 翻刻)

古文書7 下間頼弼・下間頼敏連署状 一通(折紙)

[本紙寸法] 縦三九・〇cm×横五一・五cm  
 善重寺を慈海の自庵として認めるにあたり、開山(親鸞)影像、聖徳太子影像、七高僧連坐像の三幅の軸裏に印を加えたことを伝える東本願寺家臣からの書状(連署奉書。「詳定」印はなく、差出者二名は黒印)。  
 古文書6と同じ日付である。包紙入り(包紙上書「御印書」)。

古文書8 東本願寺御印書(慈海・飛檐出仕) 一通(折紙)

[本紙寸法] 縦四四・二cm×横五七・〇cm  
 文政十三年三月十一日付で、東本願寺家臣の下間大藏卿頼弼・下間宮内卿頼敏が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈海(二十八歳)に出した連署奉書(黒印「詳定」)。慈海に飛檐出仕(座次・寺格)を許可するものである。

(古文書8 写真)



(古文書8 翻刻)

(黒印「詳定」)  
 依連々望、其方一代  
 御伝鈔被成  
 御免候間、難有被存、向後  
 可有拝読候、仍被顕  
 御印者也、  
 文政十三年 下間大藏卿法眼  
 三月廿五日 頼弼(花押)  
 下間宮内卿法印  
 濃州池田郡 頼敏(花押)  
 日坂村  
 善重寺 廿八歳  
 慈海

古文書9 御剃刀御礼銀受取状 一通(切紙)

[本紙寸法] 縦一七・五cm×横四七・六cm  
 文政十三年三月二十五日付で、東本願寺集会所から、慈海において出された礼銀受取状。慈海が本山において御剃刀の儀式を受けるにあたり、白銀五枚を上納したことがわかる。

古文書10 東本願寺御印書(慈海・御伝鈔拜読) 一通(折紙)

[本紙寸法] 縦四四・一cm×横五六・八cm  
 文政十三年三月二十五日付で、東本願寺家臣の下間大藏卿頼弼・下間

宮内卿頼敏が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈海（二十八歳）に出した連署奉書。慈海に『御伝鈔』拝読を許可するものである。

古文書11 御伝鈔拝読作法伝授証（慈海） 一通（一紙）

〔本紙寸法〕 縦三八・九cm×横五一・〇cm

文政十三年三月二十五日付で、『御伝鈔』拝読を許可された善重寺の慈海のために、拝読作法を伝授するよう、東本願寺集会所が御堂衆の宝光坊に仰せつけている。それを「上意」（東本願寺住職へこの文書では達如上人の意思）として受け、宝光坊権律師良空が慈海に確かに伝授したことを証するものである。

古文書12 東本願寺御印書（慈愍・飛檐継目出仕） 一通（折紙）

〔本紙寸法〕 縦四三・八cm×横五六・三cm

天保十五（一八四四）年十月二十三日付で、東本願寺家臣の池尾伊織正紹・下間式部卿頼印が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈愍（三十七歳）に出した連署奉書（黒印「詳定」）。前任慈海の後を継いだ慈愍に、飛檐継目出仕、すなわち慈海と同じ座次・寺格を許可するものである。

古文書13 東本願寺御印書（慈愍・御伝鈔拝読） 一通（折紙）

〔本紙寸法〕 縦二二・五cm×横五七・二cm

天保十五年十月二十七日付で、東本願寺家臣の池尾伊織正紹・下間式部卿頼印が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈愍（三十七歳）に出した連署奉書（黒印「詳定」）。慈愍に『御伝鈔』拝読を許可するものである。

古文書14 御伝鈔拝読作法伝授証（慈愍） 一通（一紙）

〔本紙寸法〕 縦一九・一cm×横五一・九cm

天保十五年十月二十七日付で、『御伝鈔』拝読を許可された善重寺の慈愍のために、拝読作法を伝授するよう、東本願寺集会所が御堂衆の輪光寺に仰せつけている。それを「上意」（東本願寺住職へこの文書では達如上人の意思）として受け、輪光寺権律師慧明が慈愍に確かに伝授したことを証するものである。

古文書15 永代売渡申証文之事 一通（一紙）

〔本紙寸法〕 縦二七・六cm×横三七・五cm

嘉永三（一八五〇）年十二月付で、善重寺に対し、年貢未進の補いとして、山林・小畑の土地を売り渡すことを証した文書。売主は弥三郎、「請人」として弥太郎の名が記されている。

古文書16 御伝鈔継目・緞子袈裟等御礼銀受取状 一通（継紙）

〔本紙寸法〕 縦一七・五cm×横六〇・七cm

嘉永六（一八五三）年八月十九日付で、濃州善重寺に対し、東本願寺の極印所から出された銀子受取状。前欠のため全容は不明であるが、古文書17の20の内容と対応している。慈愍の後継者である慈任が『御伝鈔』拝読や各法衣・袈裟の着用の許可を受けた際に、本山に御礼銀を上納した実態が知られる。

古文書17 東本願寺御印書（慈任・御伝鈔拝読） 一通（折紙）

〔本紙寸法〕 縦四三・九cm×横五六・六cm

嘉永六年八月二十五日付で、東本願寺家臣の川那部図書宗岱・横田主水高毅が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈住（十四歳）に出した連署奉書（黒印「詳定」）。慈住に『御伝鈔』拝読を許可するものである。

古文書18 御伝鈔拝読作法伝授証（慈住） 一通（一紙）

〔本紙寸法〕 縦一九・〇cm×横五一・〇cm

嘉永六年八月二十五日付で、『御伝鈔』拝読を許可された善重寺の慈住のために、拝読作法を伝授するよう、東本願寺集会所が御堂衆の本行寺に仰せつけている。それを「上意」（東本願寺住職へこの文書では厳如上人）の意思）として受け、本行寺権律師休台が慈住に確かに伝授したことを証するものである。

古文書19 東本願寺御印書（慈住・緞子袷装着用） 一通（折紙）

〔本紙寸法〕 縦四三・九cm×横五六・六cm

嘉永六年八月二十六日付で、東本願寺家臣の川那部図書宗岱・横田主水高毅が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈住（十四歳）に出した連署奉書（黒印「詳定」）。慈住に緞子袷装（同色紋）の着用を許可するものである。

古文書20 東本願寺家臣連署状

〔本紙寸法〕 縦三八・〇cm×横五一・一cm

嘉永六年八月二十八日付で、東本願寺家臣の川那部図書宗岱・横田主水高毅が、濃州池田郡日坂村善重寺の慈住に出した連署奉書（黒印「詳定」）。慈住に茶地の緞子輪袷装（同色紋）の着用を許可するものである。

古文書21 真宗講究課修業証 一枚

〔本紙寸法〕 縦二〇・八cm×横九・三cm

明治六（一八七三）年九月十六日付で、第二大区真宗講究課が、岐阜県管下美濃国池田郡日坂村の善重寺住職徳山慈住に対し、講究が済んだことを証する文書である。詳細は不明であるが、前年から始まる「教導職」制との関連で、その業務を学ぶ制度であろうか。

古文書22 教導職試補任状 一枚

〔本紙寸法〕 縦二二・一cm×横二八・五cm

明治八（一八七五）年五月四日付で、善重寺住職徳山慈住が、東本願寺住職の大教正大谷光勝（厳如上人）から教導職の試補に任じられたことを示す文書である。「教導職」とは明治新政府の政策で、僧侶・神官等を任じて国民教化をさせるもの（明治十五年廃止）。

古文書23 鐘の寄附および鐘堂建立願書類 一綴（青色野紙六枚）

〔本紙寸法〕 縦二七・八cm×横一九・九cm

善重寺に対して、門徒有志が古鐘を購入して寄附し、さらに鐘樓堂を建立することを岐阜県に願ひ出て許可を得た文書。明治十（一八七七）年のことで、三月二十六日に古鐘購入を申請し、翌日許可。四月二十四日に鐘堂建立を願ひ出て即日許可。さらに初鐘供養の実施についても申請して許可を受けたことがわかる。

古文書24 法宝物鑑定証 一枚

〔本紙寸法〕 縦三二・九cm×横三〇・四cm

明治十二(一八七九)年七月二十日付で、本山から出された教如上人寿像の鑑定証。裏面には朱字で、明治二十三(一八九〇)年四月にも法宝物点検をしたことが書き入れられている。この時期、全国的に「法宝物点検」が行なわれ、全国各地の寺院に同様の法宝物鑑定証が残されている。

古文書25 余間出仕免状 一枚

〔本紙寸法〕縦二・九cm×横三〇・四cm  
明治二十六(一八九三)年十一月二十二日付で、美濃国池田郡日坂村の善重寺住職徳山慈住に対し、本山(執事渥美契縁)から特別に永世「余間地」の座次・寺格を与え、その出仕を認めた文書である。

古文書26 法服等着用免状 一枚

〔本紙寸法〕縦二・九cm×横五六・六cm  
明治二十六年十一月二十二日付で、本山(執事渥美契縁)からの余間出仕において、法服(浅黄色)・裳付(同染色・平絹)・指貫(紫色・平絹)・五条袈裟(紋白)・輪袈裟(異紋・緞子)の着用を認めた文書である(古文書25と対応)。

古文書27 直綴着用免状 一枚

〔本紙寸法〕縦二・九cm×横二八・〇cm  
明治二十八(一八九五)年六月十八日付で、本山(執事渥美契縁)から、慈住の余間出仕において、直綴(浅黄色・平絹)の着用を追加で認めた文書である(古文書25・26と対応)。

古文書28 役務解職状 一枚

〔本紙寸法〕縦一八・〇cm×横三三・二cm  
明治三十(一八九七)年十二月八日付で、美濃国静第廿小会副幹事の徳山慈住に対し、大谷派本山寺務所から、依願解職を通知した文書である。同年に相統講の幹事に任命されたく(古文書30)、その関連か。事情は不明である。

古文書29 善重寺寺籍覽 一枚(青色野紙)

〔本紙寸法〕縦二七・六cm×横三八・五cm  
年不詳であるが、住所が「岐阜県美濃国池田郡日坂村三番地」であり、池田郡は明治三十年に廃止されて揖斐郡となるため、それ以前の作成である。善重寺の開基・創立は不詳とあり、本尊・堂宇(本堂・庫裏・鐘樓堂・廊下)・法宝物・聖教典籍等の情報が列記されている。法宝物の中に現存しない六字名号一幅、十字名号一幅が記録されていることが注目される。

古文書30 履歴書(徳山慈住) 一枚(青色野紙)

〔本紙寸法〕縦二七・五cm×横四〇・三cm  
明治三十四(一九〇二)年六月付で、大垣教務所あてに記された善重寺住職徳山慈住の履歴書。住所は「美濃国揖斐郡久瀬村大字日坂」、所属は(大垣教区)「第十六北組」となっている。本籍、得度(年次)、住職(就任年次)、(教導職)試補(補任年次)、余間出仕(免許年次)、入位(免許年次)、特別衣体(免許年次)、相統講幹事(任命年次)の項目が記されている。

古文書31 誓約証書（徳山慈住再住） 一枚（青色罫紙）

〔本紙寸法〕 縦二七・六cm×横三九・二cm

大正年間に何らかの事情で徳山雅雄の住職辞退問題が起こったらしく、前住職の徳山慈住が再び住職に薦挙され、再住にあたって守るべき項目を挙げて誓約した文書。同じ久瀬村の西横山善龍寺住職横山法典と西津汲西向寺飯山靈雄の名が保証人として記され、慈住とともに三名の朱印まで押されている。ただし、年月日が記入されていないので作成はされたが用いらなかったものとみられる。慈住が大正十（一九二一）年に没したことが関係しているか。

古文書32 無住二付住職願 一枚

〔本紙寸法〕 縦二七・二cm×横四〇・〇cm

徳山雅雄の住職辞退が記され、善重寺が無住になるため、徳山慈住が再び住職になることを、本山（寺務総長阿部恵水）あてに作成した文書。本人ならびに親類総代の善龍寺住職横山法典、法類総代の西向寺住職飯山靈雄・勝善寺住職横山哀亮、壇家総代の小倉吉松・藤本与作・谷口孫太郎の署名・押印がある。古文書31と対応しているが、これもおそらく提出はされなかったものとみられる。

古文書33 寺院明細調 一綴（青色罫紙四枚）

〔本紙寸法〕 縦二八・一cm×横二〇・〇cm

昭和二（一九三七）年十二月二十二日付で作成された善重寺の寺籍の記録。所在地・本寺・宗派名・堂宇・境内地・境外地・基本金の項目が記されている。境外地の多さが注目される。住職徳山雅雄の署名と檀家

総代小林幸太郎・小倉勘蔵・小林栄次の署名・押印があり、岐阜県知事大野緑一郎あてになっている。一時、住職辞退問題が起こったようである雅雄ではあったが、昭和に入っても住職を勤め続けたことがわかる。

《追加》法宝物12 親鸞聖人御絵伝 四幅〔写真15〕

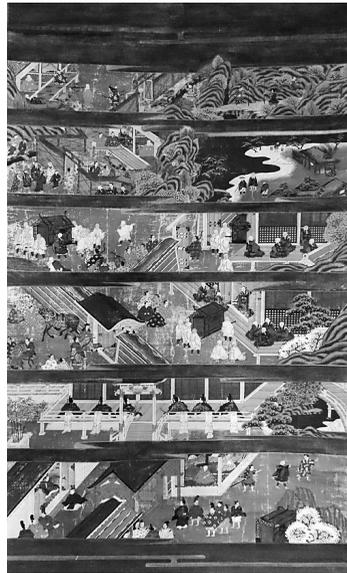
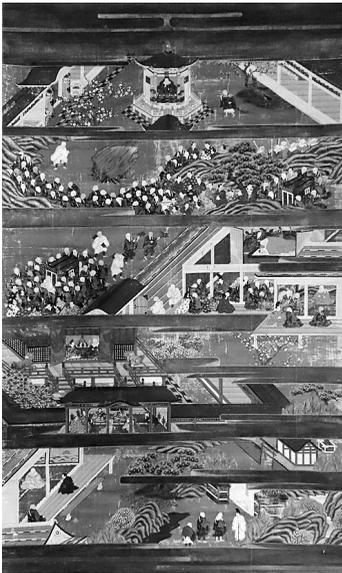
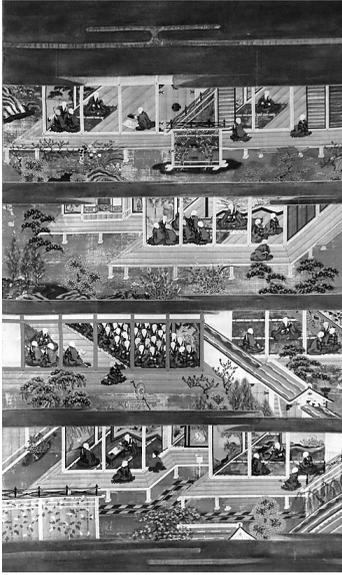
〔本紙寸法〕 縦二七・九cm×横七六・〇cm

〔裏書寸法〕 縦七九・一cm×横二九・〇cm

善重寺が現在、所蔵し、報恩講で用いている御絵伝。裏書を見ると、もとは他寺院の所蔵であったことがわかる（当該寺院は廃寺か）。縁あつての入手（購入）であるが、現在は大切な善重寺法宝物である。絵相は趣深く、描きぶりの良さがうかがえる。

（第一幅・裏書）\*第二〜四幅は省略

積達如（朱印）
文化四年丁卯八月十三日
濃州葉栗郡
宮成村
法教山
浄楽寺常住物也
願主 康恵
寄進人 了恵
了誓
本願寺親鸞聖人縁起



【写真 15】

《参考文献》

- 『東本願寺家臣団名簿』（宗学院編集部編）  
『揖斐郡志 全』（揖斐郡教育会、一九二四年）  
林周教『岐阜県真宗史』（美濃文化研究所、一九六一年）  
『久瀬村誌』（揖斐郡久瀬村、一九七三年）  
大谷大学編『真宗年表』（法藏館、一九七三年）  
同朋大学仏教文化研究所編『蓮如方便法身尊像の研究』（法藏館、二〇〇三年）  
安藤 弥「東海地域における真宗勢力の展開」（『年報中世史研究』第三八号、二〇一三年）  
同朋大学仏教文化研究所編『続・本願寺教如と三河・尾張・美濃』（二〇一三年）  
『岐阜の教如上人』（真宗大谷派岐阜教区出版委員会、二〇一五年）  
『愛知県史』通史編3中世2・織豊（愛知県、二〇一八年）  
安藤 弥『戦国期宗教勢力史論』（法藏館、二〇一九年）